

令和4年第2回

愛北広域事務組合議会定例会会議録

令和4年10月24日

愛北広域事務組合議会

令和4年第2回愛北広域事務組合議会定例会会期日程

会期 令和4年10月24日（1日間）

月 日	開 議 時 刻	摘 要
10月24日（月）	午後2時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開 会 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 諸般の報告 ○ 議案審議 <ul style="list-style-type: none"> 議案第3号の説明 <li style="padding-left: 40px;">精 読 <li style="padding-left: 40px;">質 疑 <li style="padding-left: 40px;">討 論 <li style="padding-left: 40px;">採 決 議案第4号の説明 議案第4号に係る決算審査について報告 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 決算特別委員会の設置 議案第4号の審査 </div> 議案第4号委員長報告 <li style="padding-left: 40px;">質 疑 <li style="padding-left: 40px;">討 論 <li style="padding-left: 40px;">採 決 ○ 閉 会

令和4年第2回愛北広域事務組合議会定例会

開催日時 令和4年10月24日 午後2時00分

開催場所 愛北クリーンセンター 議場

本日の定例会に付した案件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

議案第3号 愛北広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第4号 令和3年度愛北広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

会議に出席した者の氏名

第1番	近藤時男君	第2番	酒井正宗君
第3番	丹羽孝君	第4番	矢嶋恵美君
第5番	杉浦敏男君	第6番	間宮幹男君
第7番	長谷川泰彦君	第8番	丸山幸治君
第9番	柴田浩行君	第10番	諏訪毅君
第11番	吉田鋭夫君	第12番	鈴木貢君
第13番	宮地友治君	第14番	古池勝英君
第15番	東猴史紘君	第16番	岡本英明君
第17番	片岡健一郎君	第18番	鬼頭博和君
第19番	宮川隆君	第20番	須藤智子君
第21番	木村冬樹君		

会議に欠席した者の氏名

なし

説明のため出席した者の氏名

管理者	鯖瀬武君	代表副管理者	久保田桂朗君
副管理者	山田拓郎君	副管理者	澤田和延君
副管理者	鈴木雅博君	代表監査委員	後藤滋幹君
会計管理者	渡邊隆吉君	事務局長	伊藤新治君
業務課長	堀尾道正君	事務局員	中村達司君
事務局員	小笠原健一君	事務局員	平野勝庸君

事務局員 相京政樹君
事務局員 隅田昌輝君
事務局員 佐橋竜午君
事務局員 尾崎博之君

事務局員 片岡和浩君
事務局員 水野眞澄君
事務局員 村田武司君

(開会 午後 2時00分)

○事務局員（小笠原健一君）

ただいまから、令和4年第2回愛北広域事務組合議会定例会の開会式を行います。

初めに、吉田議長にご挨拶をいただきます。

○議長（吉田鋭夫君）

皆様、こんにちは。

皆様におかれましては、令和4年第2回愛北広域事務組合議会定例会をお願いしたところ、定刻にご参集いただき誠にありがとうございます。

本定例会に提出されます案件は、組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正と、令和3年度の決算認定であります。慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

○事務局員（小笠原健一君）

続きまして、管理者であります鯖瀬扶桑町長から挨拶を申し上げます。

○管理者（鯖瀬 武君）

皆様、こんにちは。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、大変ご多用の中、令和4年第2回議会定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本定例会に提出させていただく案件は、先ほど議長さんから少しお話がございましたが、愛北広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正、そして令和3年度愛北広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

慎重なご審議、また適切なるご決定を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○事務局員（小笠原健一君）

これをもちまして、開会式を終わります。

○議長（吉田鋭夫君）

ただいまの出席議員は21名であります。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

これより、令和4年第2回愛北広域事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第100条の規定により、議長において、10番 諏訪毅議員、13番 宮地友治議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会代表者会においてご協議をお願いしました結果、お手元に配付しました会期案のとおり、本日1日間とすることに意見の一致を見ました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長（吉田鋭夫君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出されました議案については、前もって配付したとおりであります。

以上、提出議案の報告に代えます。

次に、本定例会の説明員として、管理者以下関係者に対し出席を求めましたので、ご報告いたします。

また、監査委員から、令和4年6月から8月分に関する例月出納検査の結果報告、愛北広域事務組合についての主な経過報告の内容等につきましては、お手元に配付したとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第3号 愛北広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者（鯖瀬 武君）

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第3号 愛北広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてをお願いいたします。

議案第3号 愛北広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正及び非常勤職員の育児休業等の取扱い要件の追加に伴い、所要の整備を図る必要があるからでございます。

概要につきましては事務局長に説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田鋭夫君）

それでは、引き続き概要説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（伊藤新治君）

議案第3号 愛北広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、説明させていただきます。

条例の一部改正と見出しのある資料の表紙をお願いいたします。

この改正については、各市町で既に改正された内容と同様となります。

改正理由は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正及び非常勤職員の育児休業等の取扱い要件の追加に伴い、所要の整備を図るものです。

主な内容は、ページをはねていただきまして、7ページ以降の新旧対照表と併せてご覧いただきたいと思っております。

主な内容の1項目めは、非常勤職員の育児休業することができない職員の取扱いを規定するもので、新旧対照表7ページをお願いいたします。中段、第2条に記載のとおりとなっております。

2項目めは、非常勤職員の子の養育の事情に応じ、1歳から1歳6か月までの期間で育児休業を取得できる要件を規定するもので、新旧対照表9ページの中段、第2条の3に記載のとおりです。

3項目めは、非常勤職員の子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合に3歳まで育児休業を取得できる要件を規定するもので、新旧対照表12ページ下段、第2条の4に記載のとおりです。

4項目めは、育児休業の再度取得に係る承認及び期間延長に係る制限緩和の要件を規定するもので、新旧対照表14ページ上段、第3条から15ページ下段、第4条に記載のとおりです。

5項目めは、育児短時間勤務の承認に係る制限緩和の要件を規定するもので、新旧対照表16ページ中段、第11条に記載のとおりです。

6項目めは、非常勤職員の部分休業をすることができない職員と部分休業の承認等の取扱いを規定するもので、新旧対照表17ページ上段、第21条、第22条、ページをはねていただき、18ページ下段、第23条に記載のとおりです。

最後、第7項目めは、育児休業が取得しやすい勤務環境の規定を第5章の雑則として追加するもので、新旧対照表19ページ上段、第25条、第26条、ページをはねていただきまして、20ページ、第27条に記載のとおりとなっております。

恐れ入りますが、表紙にお戻りください。

下段の施行期日等で、この条例は、公布の日から施行するものとなります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田鋭夫君）

提案説明が終わりました。

議案精読のため、暫時休憩といたします。

（休憩 午後 2時09分）

（再開 午後 2時15分）

○議長（吉田鋭夫君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第3号の議案審議を行います。
議案第3号について質疑を許します。
質疑ございませんか。

(なし)

○議長（吉田鋭夫君）

質疑ないようでございますので、質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
議案第3号について討論を許します。
討論ございますか。

(なし)

○議長（吉田鋭夫君）

ないようでございますので、討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
これより議案第3号の採決に入ります。
本案については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長（吉田鋭夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。
日程第5、議案第4号 令和3年度愛北広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
管理者 鯖瀬扶桑町長。

○管理者（鯖瀬 武君）

それでは、議案第4号 令和3年度愛北広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてをお願いいたします。
議案第4号 令和3年度愛北広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定については、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の審査意見をつけて、議会の認定に付するものでございます。

なお、概要につきましては、事務局長より説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田鋭夫君）

引き続き概要説明を求めます。
事務局長。

○事務局長（伊藤新治君）

それでは、議案第4号 令和3年度愛北広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定につ

いて説明させていただきます。

表紙に決算認定と見出しのある資料をお願いいたします。

それでは、資料を2枚はねていただき、令和3年度一般会計歳入歳出決算書の2ページ、3ページをお願いいたします。

歳入合計としまして、予算現額5億6,765万7,000円に対し、収入済額は5億6,794万5,649円となり、28万8,649円上回りました。

次に、歳出について説明しますので、4ページ、5ページをお願いいたします。

歳出合計は、予算現額5億6,765万7,000円に対し、支出済額5億3,952万1,830円で、不用額は2,813万5,170円となりました。

それでは、主な執行状況につきまして、もう1枚はねていただいた歳入歳出決算事項別明細書で説明させていただきます。

初めに、歳出について説明しますので、事項別明細書の6ページ、7ページをお願いいたします。

款1議会費の支出済額は131万4,076円で、昨年度との比較で約1万円の増額となっています。

増額の主な理由は、香典など、議長交際費の増額です。

次に、中段の款2総務費の支出済額は5,538万9,951円です。

項1総務管理費、目1一般管理費は5,525万671円で、昨年度と比較して約321万円の増額となっています。

増額の主な理由は、令和3年度に退職した職員の退職手当の皆増によるものです。

表紙に記載してあります主な事業内容の管理棟1階入口ホール照明器具取替修繕は、9ページ上段の節10需用費の修繕料の中で行っております。

次に、8ページ、9ページの下段、項2目1監査委員費の支出済額は13万9,280円で約3万円の減額。

減額の主な理由は、令和2年度分に元年度分の未払い報酬を支出したことによるものです。

ページをはねていただきまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

款3衛生費、項1保健衛生費、目1火葬場事業運営費の支出済額は1億9,107万9,711円で、前年度と比較して約113万円の減額となっています。

減額の主な理由は、節10需用費の中の燃料費で、灯油価格の高騰による約675万円の増と、光熱水費のうち、電気料の高騰による約300万円の大幅な増額となりましたが、光熱水費のうち、水道使用料は令和2年度に漏水区間の配水管の布設替えが完了したことにより約73万円の減、修繕料で、令和2年度実施の老朽化した汚物炉耐火物積替修繕約900万円の皆減などにより、総額では減額となっております。

表紙にあります主な事業内容の待合室床等修繕は、節10需用費の修繕料の中で行っ

ております。

なお、火葬場事業運営費では、他に火葬設備整備修繕など決算額の大きい事業もごさいますが、ここでは待合室床等修繕で行いました利用者に関わりの大きい待合室踏み込み部の防滑シートの張り替えを掲載させていただいております。

次に、節12委託料は約155万円の減。

減額の主な理由は、ページをはねていただきまして13ページ上段、火葬業務委託料が令和4年2月から受付業務の増加等による新たな契約により約285万円増加しておりますが、令和2年度に実施した予約システムの改修が完了したことによる委託料297万円が皆減などによるものから、総額では減額となっているものです。

次に、中段下の項2清掃費、目1し尿処理場運営費の支出済額は2億9,173万8,092円で、前年度と比較して約2,639万円の増額となっています。

増額の主な理由は、13ページ下段にあります令和3年度に退職した職員の退職手当約2,381万円の皆増、ページをはねていただきまして、15ページ中段、節12委託料は約328万円の増、これは沈砂等運搬及び処分委託料で、令和3年度に包括委託内で実施しました硝化槽循環液吐出配管等敷設替工事に伴い、表紙の裏面の主な事業内容にあります硝化・脱窒素槽等清掃委託として、供用開始以来、初めて槽内に蓄積していた沈砂等の清掃を包括委託の中で発注をし、その沈砂等の処分費約655万円の増額によるものです。

次の脱水汚泥の搬出委託料及び処分委託料は、愛北クリーンセンターに搬入される汚泥等の搬入量の減少に伴い、搬出と処分の委託、合わせて約375万円の減額となっています。

歳出の説明は以上となります。

次に、歳入について説明させていただきます。

事項別明細書の2ページ、3ページにお戻りください。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金の収入総額は5億751万3,000円となっています。

なお、備考欄に節区分ごとの各市町の金額を掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

款2使用料及び手数料の収入済額は2,768万6,295円です。

うち、項1使用料、目1衛生使用料は2,767万6,895円で、主に火葬炉など尾張北部聖苑の使用料となっております。

ページをはねていただきまして、4ページ、5ページをお願いいたします。

款5繰越金の収入済額は3,256万3,595円で、備考欄にありますように、議会など各運営費におけるそれぞれ令和2年度からの繰越しとなっております。

次に、款6諸収入の収入済額は18万2,759円で、主に尾張北部聖苑の喫茶コー

ナーの電気・水道代と自動販売機の電気料、愛北クリーンセンターの自動販売機の電気料などの合計となっております。

次に、少し飛びまして16ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、実質収支は翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、歳入歳出決算額の差引額と同額となります。

次に、17ページからは財産に関する調書ですが、令和2年度からの変更はありません。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉田鋭夫君）

続きまして、監査委員から決算審査について報告を求めます。

後藤監査委員。

○代表監査委員（後藤滋幹君）

ただいま議長さんからご指名いただきました後藤滋幹です。

監査委員を代表しまして、決算の審査結果につきましてご報告させていただきます。

決算は、地方自治法第233条第2項の定めにより、令和4年8月30日に愛北クリーンセンター2階中会議室にて実施いたしました。

審査に当たり、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、財産に関する調書、主要施策成果報告書について関係諸帳簿及び証拠書類と照合し、併せて関係職員の説明を求めて審査を実施いたしました。

審査の結果、審査に付されました決算書は関係法令に基づいて調製されており、その計数は正確であり、予算は適正に執行されていると認めました。

なお、細部につきましてはお手元の審査意見書の写しのとおりでございますので、お目通しいただければ幸いに存じます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（吉田鋭夫君）

以上で、議案の提案説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第4号は本会議の質疑を省略し、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長（吉田鋭夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第4号は本会議の質疑を省略し、決算特別委員会に付託し、審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま委員会に付託いたしました議案第4号は、本日中に審査を終えるよう期限を付したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長(吉田鋭夫君)

異議なしと認め、本日中に審査を終えるよう期限を付することに決定いたしました。

これより決算特別委員会の審査が終了するまで本会議は休憩いたします。その間に本議場において直ちに決算特別委員会を開催し、正・副委員長の選任及び付託議案の審査をお願いいたします。委員長の選任に当たっては、委員会条例第5条第2項の規定によりまして、年長の委員である古池勝英委員に臨時委員長を務めていただきます。

それでは、暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2時30分)

(再開 午後 2時50分)

○議長(吉田鋭夫君)

それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

初めに、決算特別委員会の正・副委員長が互選されておりますので、ここでご報告いたします。

委員長は矢嶋恵美委員、副委員長は柴田浩行委員であります。

次に、決算特別委員会に付託いたしました議案第4号 令和3年度愛北広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、決算特別委員会の審査結果の報告を求めます。

矢嶋委員長。

○決算特別委員会委員長(矢嶋恵美君)

決算特別委員会に付託されました議案第4号 令和3年度愛北広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について審議が終わりましたので、結果をご報告いたします。

本委員会は、議員全員による委員会ですので、その内容につきましては皆さんご承知のとおりであります。したがって、審査結果のみを報告させていただきます。

採決の結果、議案第4号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長(吉田鋭夫君)

委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

決算特別委員会は議員全員をもって構成された委員会でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長(吉田鋭夫君)

異議なしと認めます。

これより議案第4号の採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長（吉田鋭夫君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決しました。

以上で本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

これをもって、令和4年第2回愛北広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

○事務局員（小笠原健一君）

ただいまから閉会式を行います。

吉田議長にご挨拶をいただきます。

○議長（吉田鋭夫君）

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、愛北広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正の審議、並びに令和3年度の決算認定に当たりましては、特別委員会を設置し、集中してご審議をいただきました。

皆様には、議事運営に格別のご協力を賜り、本日予定されておりました全日程を滞りなく議了することができましたことをこの場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

また、当局におかれましては、各議員から述べられましたご意見を十分に尊重されまして、組合運営になお一層のご尽力をいただきますよう申し上げまして、誠に簡単ではございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。

なお、議会代表者会で協議した内容につきまして、この場を借りてご報告させていただきます。

初めに、議会説明員の削減についてであります。

昨年度の10月と2月開催の議会は、新型コロナウイルス感染症の感染対策としまして副議長と相談した後、議会代表議員に説明の上、議会説明員を削減しました。

議会中は大きな問題もなく進行できましたので、今後は重要な案件がない限り、原則としまして新型コロナウイルス感染症で行った対策と同様に説明員を削減してまいりたいと考えております。

削減する説明員は、管理者、代表副管理者でない犬山市長、江南市長、大口町長、並びに議長元の担当課長を除くその他の担当課長とします。

議会に出席する説明員としましては、管理者の鯖瀬扶桑町長と代表副管理者の久保田岩倉市長、各市町担当部長、議会議事進行をする議長元の犬山市担当課長、会計管理者とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、議会勉強会について説明させていただきます。

昨年度予定して開催できなかった愛北クリーンセンターの施設見学を令和5年2月20日開催の定例会後に実施していきたいと考えております。実施につきましては、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況によって変わりますけれども、組合議員の皆様には予定していただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。ありがとうございました。

○事務局員（小笠原健一君）

管理者から挨拶を申し上げます。

○管理者（鯖瀬 武君）

本日は、提出させていただきました2議案につきまして可決、また認定のご決定をいただきまして、心より厚くお礼を申し上げます。

当面、当組合につきましてはご質問がございました適正な人事管理、そして施設の適正な維持管理を行いつつ、公害の発生防止に努め、周辺住民の方の安全な生活環境の確保が重要だと思っております。今後も適正な事務の執行に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

朝晩は本当に冷え込んでまいりました。議員の皆様方におかれましてはくれぐれもご自愛いただき、一層ご活躍されますことをお祈り申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○事務局員（小笠原健一君）

引き続き、お時間をいただきたいと思います。

山田犬山市長におかれましては本議会が最後となりますので、一言ご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願い致します。

○副管理者（山田拓郎君）

皆さん、こんにちは。

議会審議でお疲れのところ、お時間をいただきまして、大変申し訳ございません。

また、ただいまは上程議案をお認めいただきまして、私からも感謝申し上げます。

今少しお話がありましたように、犬山市長の任期が12月16日ですけれども、私、表明させていただいているんですが、次の市長選に出馬しないということで退任をいたします。

この愛北広域事務組合に出席するのも今日が最後ということですので、お気遣いいただいて挨拶の時間をいただきましたこと、感謝申し上げます。

行政の仕事の中で、し尿処理、そして火葬場、これは一見地味なように思えますが、私はとても住民生活にとっても重要な仕事だと思っています。その重要な仕事を進めさせていただくに当たって、多くの皆さんのおかげでこの業務が進められていると思っています。

まずは、このし尿処理場と火葬場があるのは岩倉市と、そして犬山市ですが、地元の

住民の皆様のご理解のおかげでこの施設の運営がさせていただけると思っています。

また、議会の皆様のご理解、そして処理場や火葬場の運営に関わっていただいている職員の皆さん、そうした皆さんのおかげでこの重要な仕事を進めることができていると思っておりますので、退任に当たって本当に皆さんにはありがとうございますと、心から感謝を申し上げたいと思っています。

私も少し前に管理者をさせていただきましたが、ちょうどそのときに新型コロナという状況になりましたので、特に火葬場の運営に当たってはコロナに関連する直接的な業務も伴ってきていますし、多くの住民の方が利用する施設でもありましたので、そのときは事務方と色々なやり取りもしながら対応してきたことを今も記憶しておりますが、本当に多くの皆さんに支えていただいたと思っています。

そして、この愛北広域事務組合という一部事務組合で運営しておりますので、これは他市町の議員の皆さんとご一緒させていただくわけです。職員もそうですが。私は行政の側になる前は議員でしたので、議員の立場でも出席させていただきましたが、他市町の議員の皆さんとこうして触れ合う機会があるというのはそれぞれの政治風土だったり、それぞれの議員の視点だったり、大変新鮮なものがございまして、私自身、この組合の運営の中でいろんな気づきをいただけてきました。

そういった意味で、これからもこの組合議会をしっかりと議論していただきながら、大変重要な業務である火葬、そしてし尿処理、これが適正に運営されていかれることを私としても期待をしております。

最後に、各市町のますますの発展と議員の皆様方のますますのご活躍をお祈りして、私からの挨拶といたします。ありがとうございました。

○事務局員（小笠原健一君）

以上で閉会式を終わります。

（閉会 午後 3時00分）